

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和4年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法, 児童福祉法, 学校教育法その他関連法に基づき, 幼稚園, 保育所等に入園する支給認定者の管理, 利用者負担金の徴収, 施設型給付費等の支給を行う。 子ども・子育て支援法, 児童福祉法, 学校教育法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関連法の規定に従い, 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①教育・保育給付認定申請に係る入所要件の確認 ②保護者情報の確認 ③利用者負担金の算定及び徴収管理 ④施設等利用給付認定申請に係る認定要件の確認
③システムの名称	子ども・子育て支援システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, 住民基本台帳ネットワークシステム, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル, 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表第一項番94, 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番116 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第59条の2の2 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	福祉部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村福祉部子育て支援課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表第一項番94(別表第一項番94に係る主務省令は未公布)	番号法第9条第1項, 別表第一項番94, 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	
平成28年4月1日	①部署	福祉部社会福祉課	福祉部子育て支援課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部社会福祉課長 川崎 秀雄	福祉部子育て支援課長 佐藤 秀昭	事後	
平成28年4月1日	連絡先	東海村福祉部社会福祉課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部子育て支援課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成29年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号, 別表第二項番116(別表第二項番116に係る主務省令は未公布) 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号, 別表第二項番116 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	
平成29年4月1日	②所属長	福祉部子育て支援課長 佐藤 秀昭	福祉部子育て支援課長 小川 直也	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年7月12日	③システム名称	子ども・子育て支援システム, 宛名管理システム, 中間サーバー	子ども・子育て支援システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, 住民基本台帳ネットワークシステム, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号, 別表第二項番116 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番116 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第59条の2 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部子育て支援課長 小川 直也	福祉部子育て支援課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法, 児童福祉法, 学校教育法その他関連法に基づき, 幼稚園, 保育所等に入園する支給認定者の管理, 利用者負担金の徴収, 施設型給付費等の支給を行う。 子ども・子育て支援法, 児童福祉法, 学校教育法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関連法の規定に従い, 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①支給認定申請に係る入所要件の確認 ②保護者情報の確認 ③利用者負担金の算定及び徴収管理	子ども・子育て支援法, 児童福祉法, 学校教育法その他関連法に基づき, 幼稚園, 保育所等に入園する支給認定者の管理, 利用者負担金の徴収, 施設型給付費等の支給を行う。 子ども・子育て支援法, 児童福祉法, 学校教育法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関連法の規定に従い, 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①教育・保育給付認定申請に係る入所要件の確認 ②保護者情報の確認 ③利用者負担金の算定及び徴収管理 ④施設等利用給付認定申請に係る認定要件の確認	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番116 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第59条の2 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番116 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第59条の2の2 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	